
共有建造制度について

令和7年5月29日(木) 令和7年度共有船舶技術調査報告会



独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency

共有船舶建造支援部 建造支援第一課 & 建造支援第二課



目次

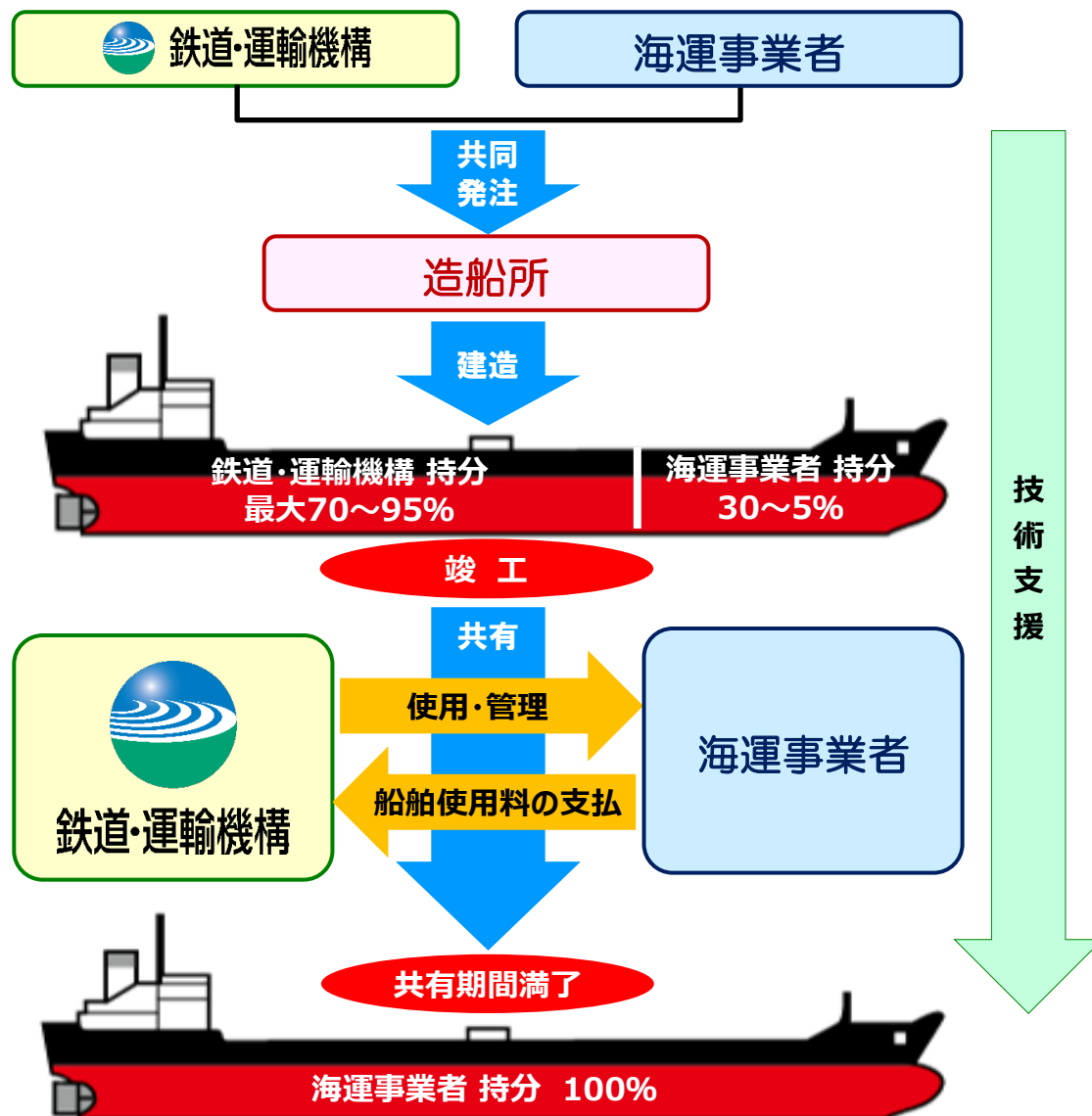
1. 船舶共有建造制度の概要	2
2. 船舶共有建造制度ご利用の条件	5
3. 適用利率・分担割合	10
4. 技術支援	15
5. 船舶共有建造制度ご利用の手続き	17
6. お問い合わせ先	19



1. 船舶共有建造制度の概要

1. 船舶共有建造制度の概要

(1) 船舶共有建造制度のスキーム



船舶共有建造制度とは

- 鉄道・運輸機構(以下、「機構」という。)と海運事業者が共同で造船所に船舶の建造を発注(機構が建造費の最大70～95%を分担)
- 建造した船舶は、機構と海運事業者で共有(機構と海運事業者との持分割合は、建造費の分担割合と同一)
- 竣工後は、海運事業者が船舶を使用・管理し、それに伴う費用・収益等は全て海運事業者に帰属
- 海運事業者は、共有期間中、機構に船舶使用料(建造費の機構分担額に相当する金額と利息相当額)を支払う
- 共有期間満了時、海運事業者は機構持分の残存価額(機構持分の10%)により船舶を買い取り、機構は全ての持分を海運事業者に譲渡

1. 船舶共有建造制度の概要

(2) 船舶共有建造制度の特徴

- 長期・固定での資金供給
- 原則、担保が不要（抵当権設定に関する費用が不要） ※海運事業者持分に対する抵当権設定は可能
- 機構持分にかかる登録免許税は非課税 ※海運事業者持分にかかる登録免許税は必要
- 国の海運政策に資する船舶の建造
- 豊富な建造実績に基づく技術支援
- 機構による船舶保険を一部負担（保険料還付）【貨物船のみ】



※自己持分に対する抵当権設定は可能

2. 船舶共有建造制度ご利用の条件

2. 船舶共有建造制度ご利用の条件

(1) 対象者・対象船舶【旅客船】

対象者

- 海上運送法に基づく一般旅客定期航路事業、もしくは旅客不定期航路事業の許可を受けている、または船舶貸渡業の届出を行っている法人事業者

対象船舶

- 海上運送法に基づく一般旅客定期航路事業、もしくは旅客不定期航路事業の許可を受けた航路に使用する旅客船であること
- 機構の定める政策要件(P12参照)に該当すること
- 建造船舶の使用に関して、所轄地方運輸局長から事業計画変更の認可が得られること

2. 船舶共有建造制度ご利用の条件

(2) 支援確約書、及び連帯保証【旅客船】

支援確約書

- 離島航路の場合・・・地方公共団体から共有期間全期間における支援確約書が必要
※地方公共団体が建造する場合を除く

連帯保証

- 代表権を有する者全員の連帯保証が必要
※ただし、機構が定める免除基準に該当する場合は免除が可能

2. 船舶共有建造制度ご利用の条件

(3) 対象者・対象船舶【貨物船】

対象者

- 内航海運業法に基づく内航海運業の登録を受けている法人事業者

対象船舶

- 100総トン以上又は長さ30m以上の鋼製の船舶であること

- 機構の定める政策要件(P13参照)に該当すること

ただし、以下の船舶は対象外

- ✓ 二重船体構造又は二重船底構造を有さない油送船又は特殊タンク船(シングルハルタンカー)
- ✓ 土・砂利・石材専用船

- 内航輸送に使用する船舶で、所轄地方運輸局長から登録事項の変更登録が得られるもの

2. 船舶共有建造制度ご利用の条件

(4) 積荷保証・用船保証、及び連帯保証【貨物船】

用船保証・積荷保証

- 自社運航の場合・・・主要荷主から10年以上の積荷保証が必要
※ただし、機構が定める免除基準に該当する場合は免除が可能
- 船舶貸渡の場合・・・用船者から10年以上の用船保証が必要
※ただし、機構が定める要件に該当する場合は免除又は期間の短縮が可能

(注) 共有期間を延長する場合は、共有期間全体の積荷保証又は用船保証が必要

連帯保証

- 共有者となる全ての法人の代表権を有する方全員の連帯保証が必要
※ただし、機構が定める免除基準に該当する場合は免除が可能

3. 適用利率・分担割合

3. 適用利率・分担割合

(1) 適用利率の算出方法

$$\text{適用利率} = \text{基準利率} + \text{政策要件} + \text{上乗せ要件} + \text{信用リスク}$$

基準利率

共有期間	利率	
	固定型	見直し型
9年以内	〇.〇%	▲.▲%
9年超10年以内	〇.〇%	▲.▲%
10年超11年以内	〇.〇%	▲.▲%
11年超12年以内	〇.〇%	▲.▲%
12年超13年以内	〇.〇%	▲.▲%
13年超14年以内	〇.〇%	▲.▲%
14年超15年以内	〇.〇%	▲.▲%
15年超16年以内	〇.〇%	▲.▲%
16年超17年以内	〇.〇%	▲.▲%
17年超18年以内	〇.〇%	▲.▲%

政策要件【最大 △0.3%】

政策要件	基準金利からの増減
スーパーエコシップ LNG燃料船 先進二酸化炭素低減化船 高度モーダルシフト船	△0.3%
高度二酸化炭素低減化船	△0.2% or ±0% ※中小企業者以外の方は利率の軽減なし
ダブルボトムタンカー	+0.2%

信用リスク(注)【最大 △0.4%】

基準金利からの増減
△0.4% ~ +0.2%

(注) 経営状況、建造プロジェクト等に基づき総合的に判断

上乗せ要件【最大 △0.2%】

要 件	基準金利からの増減
35歳未満の若年 船員等を計画的に 雇用する事業者が 建造する船舶	△0.2% 又は △0.1%
船員雇用対策に資 する船舶(労働環 境改善船)	同上
船舶管理会社を活 用した事業基盤強 化に資する船舶	△0.2%
特定船舶導入計 画の認定を受けた 船舶	同上

基準利率から **最大 △0.9%軽減** が可能

3. 適用利率・分担割合

(2) 機構の分担割合の上限（政策要件別分担割合及び利率の増減【旅客船】）

- 以下の政策要件（船舶の種類）の中から1つのみを選択していただきます
- いずれかの政策要件に該当する必要があります

政策要件（船舶の種類）			機構分担割合の上限		基準金利からの増減利率	
			中小企業者	中小企業者以外	中小企業者	中小企業者以外
旅客船	内航海運のグリーン化に資する船舶					
	環境負荷低減、物流効率化等に資する新技術を採用した船舶	スーパーエコシップ	80%		△0.3%	
		LNG燃料船	80%		△0.3%	
	二酸化炭素低減化船	先進二酸化炭素低減化船(18%以上)	80%		△0.3%	
		高度二酸化炭素低減化船(12%以上)	80%		△0.2%	0.0%
		10%低減化船	80%	70%	0.0%	
	物流効率化に資する船舶					
	モーダルシフト船（中・長距離フェリー）	高度モーダルシフト船	80%	70%	△0.3%	
		上記以外	80%	70%	0.0%	
	地域振興に資する船舶					
	離島航路の整備に資する船舶		90%		△0.1%	
	離島航路に準じる生活航路に就航する船舶（バリアフリー化を要件とする）	高度バリアフリー化船	80%		△0.1%	
		高度バリアフリー化船以外	80%	70%	0.0%	
	国内クルーズ船		80%		0.0%	

3. 適用利率・分担割合

(3) 機構の分担割合の上限（政策要件別分担割合及び利率の増減【貨物船】）

- 以下の政策要件（船舶の種類）の中から1つのみを選択していただきます
- いずれかの政策要件に該当する必要があります

政策要件(船舶の種類)		機構分担割合の上限		基準金利からの増減利率		
		中小企業者	中小企業者 以外	中小企業者	中小企業者 以外	
貨物船	内航海運のグリーン化に資する船舶					
	環境負荷低減、物流効率化等に 資する新技術を採用した船舶	スーパーエコシップ	80%		△0.3%	
		LNG燃料船	80%		△0.3%	
	二酸化炭素低減化船	先進二酸化炭素低減化船(18%以上)	80%		△0.3%	
		高度二酸化炭素低減化船(12%以上)	80%		△0.2%	0.0%
		10%低減化船	80%	70%	0.0%	
	海洋汚染防止対策船	二重船殻構造を有する油送船及び 特殊タンク船	80%		△0.2%(義務化を除く)	
		二重船底構造を有する油送船及び 特殊タンク船	70%		+0.2%	
	物流効率化に資する船舶					
	モーダルシフト船 (RORO船、コンテナ船、自動車専用船)	高度モーダルシフト船	80%	70%	△0.3%	
		内航フィーダーの充実に資する船舶	80%	70%	△0.3%	
		上記以外	80%	70%	0.0%	

3. 適用利率・分担割合

(3) 機構の分担割合の上限・利率（上乗せ要件）

- 以下の上乗せ要件のいずれかに該当する場合、1つのみ選択可能です
- 上乗せ要件のみでは、共有建造をお受けできかねます
- 建造内定後は、他の要件への変更はできかねます

船舶の種類（上乗せ要件）※1		機構分担割合の上限	基準金利からの増減利率
事業基盤強化に資する船舶 ※2			
	船舶管理事業者と3年以上の管理契約を締結する又は合併をする事業者の船舶	他の政策要件に準ずる	－0.2%
船員雇用対策に資する船舶			
	35歳未満の若年船員を計画的に雇用する事業者の船舶 ※3	他の政策要件に準ずる	－0.1%
	35歳未満の女性船員等を計画的に雇用する事業者の船舶 ※4		－0.2%
	労働環境改善船		－0.1%
	労働環境改善船（荷役・船員作業負担軽減等設備を含む）		－0.2%
特定船舶導入計画の認定を受けた船舶 ※5		他の政策要件に＋10% ※6	－0.2%

※1 この上乗せ要件は、他の政策要件を満たす増減率の上乗せであるため、上乗せ要件のみでの申し込みは不可。また、上乗せ要件の適用はいずれか一つのみ。

※2 対象は貨物船を建造する場合のみに限る。

※3 船員確保計画の認定を有し、計画に基づいて35歳未満の船員教育機関卒業者を雇用した場合に適用が可能。

※4 船員確保計画の認定を有し、計画に基づいて35歳未満の女性のほか退職自衛官、船員教育機関卒業者以外の者を雇用した場合に適用が可能。

※5 特定船舶導入計画の認定を有し、計画に基づいて船舶を建造する場合に適用が可能。

※6 離島航路の整備に資する船舶については+5%

4. 技術支援

4. 技術支援

技術スタッフによる各種サポート

- 豊富な建造実績をもとに、計画段階から共有期間満了まで、機構の技術スタッフによるテクニカルサポートが受けられます。





5. 船舶共有建造制度ご利用の手続き

5. 船舶共有建造制度ご利用の手続き ご提出いただく主な書類

- 船舶共有建造制度のご利用にあたっては、主に以下の書類が必要です。
 - ✓ ご提出いただく書類は、必ずしも機構が定めた様式である必要はありません。既にお手元にある書類でも代用可能なものがあります。
 - ✓ また、現在、船舶共有建造制度をご利用いただいている場合は、一部書類を省略することができます。
 - ✓ 必要な書類がお手元にない場合は、機構公式ウェブサイト(<https://www.jrtt.go.jp>)に様式を掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。機構様式のご利用方法等については、お気軽にお問合せください。

- ☐ 最近4か年の決算報告書等
- ☐ 現在事項全部証明書
- ☐ 造船所選定理由書
- ☐ 共有船建造計画書
- ☐ 新造船の航路採算推移表
- ☐ 造船所選定理由書



貨物船

- ☐ 用船者に関する資料（貸渡の場合）
- ☐ 積荷保証書 又は 用船保証書

旅客船

- ☐ 航路改善協議会資料
- ☐ 補助金交付申請書類

6. お問い合わせ先

6. お問い合わせ先 機構のご相談窓口

担当課	担当地域 ※【 】内は地方運輸局等
建造支援第一課 TEL : 045-222- 9138 FAX : 045-222-9150 E-Mail : kensoku@jr tt.go.jp	【近畿】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 【神戸】 兵庫県 【中国】 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県(下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市は除く。) 【四国】 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
建造支援第二課 TEL : 045-222- 9139 FAX : 045-222-9150 E-Mail : kensoku@jr tt.go.jp	【北海道】 北海道 【東北】 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 【関東】 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 【北陸信越】 新潟県、富山県、石川県、長野県 【中部】 福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 【九州】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県(下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市) 【沖縄】 沖縄県